

## 「弁理士知財キャラバン四国」申請について

日本弁理士会四国会は、弁理士法に規定された特許・実用新案・意匠・商標等の知的財産制度普及の使命を遂行すべく、公益活動として中小企業に対する知財支援事業を実施しており、その一環として、四国四県の中小企業基本法第2条にいう中小企業者を対象に、無料で（基本的には地元の）弁理士が企業を訪問して知財に関する相談を行なわせて頂く「弁理士知財キャラバン四国」事業を行っています。知財は重要だが敷居が高いと考える場合もこの機会に申請をご検討ください。

この「弁理士知財キャラバン四国」における相談は、個別の出願や侵害問題ではなく、知財を経営に活かすための包括的・戦略的内容について幅広く相談させて頂くものです（例えば、知財の創出や管理についての取り組み・業績を上げるための知財の活用・知財に関する取引企業との関係・社員に対する知財教育の取り組み等）。相談を通じて自社の知財資源の存在、潜在力、現状で不足している点に気づいて頂き、更に、知財活用力を高めて頂きます。勿論、関与する弁理士及び日本弁理士会四国会には守秘義務が課されます。

知財経営コンサルティングのスキルを持った弁理士を申請企業の事業内容や要望に合わせて2名選任し、派遣します（オブザーバー弁理士が同席することがあります）。申請承諾書作成日から訪問は3回まで可能とし、1回あたりの時間は概ね2～3時間程度、費用は交通費を含めて無料です。

申請は、裏面の申請書にご記入頂いてEmail<caravan-shikoku@jpaa.or.jp>・FAX<087-822-9311>・郵便等で簡単に行うことができますので、ぜひご利用をご検討ください。お問合せ頂ければ申請のお手伝い等をさせて頂くことも可能です。

弁理士知財キャラバン四国 支援申請書

年 月 日

日本弁理士会四国会 会長殿

弁理士知財キャラバン四国の訪問を希望しますので、以下のとおり申請します。

1. 申請者（法人又は個人）の名称・氏名、所在地及び代表者の氏名
  - ・名称：
  - ・所在地：
  - ・代表者の氏名（役職名）： ( )
2. 連絡先（担当者名、役職名、電話番号、所在地）
  - ・担当者名（役職名）： ( )
  - ・電話番号：
  - ・メールアドレス：
  - ・所在地（申請者と異なる場合のみ）：
3. 申請者（法人又は個人）の概要
  - ・設立時期：
  - ・資本金：
  - ・従業員数：
  - ・業務内容：
4. 上記の訪問を受けることによって、貴社（貴殿）の業務や経営のどのようなところをどのように改善・発展させたいかについて、概要をご記載ください。  
または、特に相談したい点がある場合には、簡単にご記載ください。  
(例えば「新製品開発の方向性を相談したい」、「基本的な知財戦略を立てたい」など)
5. 知的財産権・弁理士等の活用状況
  - ・特許、実用新案、意匠、商標、著作権についての知識の有無 ( 有 ・ 無 )
  - ・特許・実用新案・意匠・商標のいずれかの出願経験の有無 ( 有 ・ 無 )
  - ・御社の業務における知的財産の活用の有無 ( 有 ・ 無 )
  - ・社内における知的財産教育の有無 ( 有 ・ 無 )
  - ・特許等の出願や知的財産について相談できる弁理士の有無 ( 有 ・ 無 )

※相談できる弁理士がいる場合又は弁理士に依頼して特許、実用新案、意匠若しくは商標の出願若しくはその他の手続きを行ったことがある場合には、その弁理士の氏名を記載してください。  
なお、支援弁理士を指名することはできません。  
( )

※相談できる弁理士及び依頼したことのある弁理士には日本弁理士会四国会から連絡をすることがあります。
6. 弁理士知財キャラバン四国を知ったきっかけをご記載ください。
  - ・日本弁理士会四国会ホームページ
  - ・弁理士知財キャラバン四国のチラシ (受け取った場所： )
  - ・その他 ( )

なお、当社は、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。また、反社会的勢力に該当し、もしくは暴力的な要求行為等に該当する行為をしたことが判明した場合には、弁理士知財キャラバン四国による支援を中止されても異議申し立てを行いません。